

熊本青少年大使として台湾を訪問しませんか？

令和6年度（2024年度）『グローバルジュニアドリーム事業』 団員募集要項

熊本県では、未来の熊本を担う肥後っ子に、自分の夢と可能性を発見する機会を提供するとともに、ふるさと熊本に誇りを持ち、グローバルな視点から「生きる力」と思いやりとたくましさを持つ子どもの育成を図る『グローバルジュニアドリーム事業』の団員を募集しています。

1 主催 熊本県・熊本県教育委員会・熊本県青少年育成県民会議

2 事業の概要 ※研修の内容については、変更になることがあります。

(1) 本研修

ア 訪問先 台湾（高雄市・新竹市）※熊本ー台北定期便利用

イ 訪問期間 令和6年（2024年）8月5日（月）～8月8日（木）※阿蘇くまもと空港集合・解散

ウ 内容 高雄市の青少年たちとの交流会、TSMC 関連施設の見学等

エ 派遣人員 小学6年生～中学生：25人程度 高校生：5人程度

成人スタッフ：8人程度（県職員・教員・警察官等）（人数はいずれも若干の増減あり）

※小中学生5～6人と高校生リーダー1人で1班を編成し、熊本青少年大使として台湾を訪問します。

(2) 事前・事後研修会等（ア、イについては保護者も参加）

ア 事前研修会 7月20日（土）：結団式、熊本青少年大使任命式、事前学習等

イ 事後研修会 8月24日（土）：講話、研修のまとめ、意見発表等

ウ その他 帰国後、『グローバルジュニアドリーム事業』の成果等を県民へ報告することを目的に、在籍校での報告会や新聞等への投稿等を行ってください。

※学校での報告会等の様子を、主催者が参観に行くことがあります。

3 応募条件

(1) 県内の小中学校に通う、健康で協調性に富み、規律ある団体行動ができる者

(2) 2の(1)(2)の本研修及び事前・事後研修会等の全てに参加し、活発かつチャレンジ精神豊富で、海外での生活に耐えることができる者（食物アレルギーがあっても自ら除去等、自己管理できる者）

(3) 熊本青少年大使として県の代表であるという誇りを持ち、現地での交流や帰国後の報告等を積極的に行うことができる者

(4) 過去に、『グローバルジュニアドリーム事業』の団員として台湾派遣に参加していない者。

4 募集人員 25人程度（就学援助対象者等5人を含む）

5 経費の負担等

(1) 次に掲げる経費については、個人負担とします。

ア 団員負担金 50,000円

イ その他 事前・事後研修会に関する費用（交通費等）
旅券申請費用、海外旅行傷害保険料

※就学援助対象者等の団員負担金、旅券申請費用、海外旅行傷害保険料については、主催者が全額負担します。

(2) 本事業（事前・事後研修会等を含む）実施中の災害、病気、事故等で、主催者の責めに帰さない理由によって生じる団員の損害等については、主催者は責任を負いません。

(3) 傷害保険の対象とならない病気等で、主催者が行う救急医療以外の費用は団員の負担とします。



（裏に続く）

6 応募方法等

次の(1)(2)及び該当する場合(3)を封筒に入れ、「グローバルジュニアドリーム事業申込書在中」と記載し、期限までに下記申込先まで郵送または持参してください。

- (1) 応募申込書 各小中学校に応募申込書があるので、担任の先生に尋ねてください。
※応募申込書については、熊本県庁ホームページからもダウンロードできます。(両面印刷)
- (2) 返信用封筒 84円切手を貼り付け、応募者の郵便番号、住所、氏名を記入したもの。
※第1次選考結果の通知用。
- (3) 【該当者のみ】令和6年度(2024年度)に保護者が就学援助を受けていることを証する書類(「就学援助申請の審査結果」「生活保護証明書」)等の写し
※今年度分の証する書類が締切日までに間に合わない場合は、前年度分の写しでも可としますが、今年度分を受け取り次第、その写しを熊本県まで郵送または持参してください。今年度新規申請中の場合は、申請書の写しを添付し、証する書類を受け取り次第、その写しを提出してください。なお、証する書類等を添付せずに申込み、団員内定者となった場合は、団員負担金を負担していただくこととなりますので、御注意ください。
- (4) 申込期限 令和6年(2024年)5月9日(木)午後5時必着
※応募申込書等に記入漏れなどの不備があった場合は申し込みを受け付けませんので、必ず保護者の方が確認してください。

7 選考等

- (1) 第1次選考 書類選考を行い、5月20日(月)までに、本人に結果を通知します。
- (2) 第2次選考 第1次選考合格者に対しては、5月25日(土)に、熊本県庁にて第2次選考(集団面接)を実施し、6月4日(火)までに、本人に結果を通知します。
(この時点では内定者)※ 内定者には、団員負担金振込用紙及び同意書を同封します。
※ 就学援助対象者等には団員負担金振込用紙は同封しません。
※ やむを得ず、上記日程を変更する場合があります。

8 決定及び取り消し

- (1) 内定者の団員負担金が入金【振込期限：6月12日(水)】され、領収証のコピーと同意書の提出【6月14日(金)午後5時くらしの安全推進課必着】をもって、団員と決定し、在籍校にその旨を伝えます。
※就学援助対象者等は同意書の提出のみ。
- (2) 期限までに団員負担金の入金及び同意書の提出がない場合は、参加辞退とみなします。また、入金後の自己都合によるキャンセルについては、原則返金しません。
- (3) 団員として決定した後であっても、不適切と認められる場合は、団員の資格を取り消します。

9 その他

- (1) 第2次選考について、期日の変更はできません。ただし、学校主催の行事(運動会等)がある場合は、5月13日(月)までに御連絡ください。時間帯の調整を行います。希望時間帯に沿わない場合もあります。
- (2) 渡航手続きの関係上、団員として決定した場合は、委託業者へ個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号)を提供します。
- (3) 本研修へ出発後に、本人の責めによる病気や事故等により研修への参加が不可能となった場合は、速やかに帰国させます。なお、この場合に要する経費は団員の負担とします。
- (4) 事業において、撮影した写真や氏名を本事業の広報及び事業報告書に使用します。
- (5) 団員には、研修後にアンケート及び作文の提出を求めます。また、保護者にもアンケートの提出を求めます。それらは、事業報告書に記載します。

天候や国内外における情勢の変化等、やむを得ない理由によりプログラムの変更や事業を中止する場合があります。主催者において協議し措置するものとします。

【申込・問い合わせ先】

〒862-8570 (県庁専用住所記載不要)
熊本県くらしの安全推進課(新館6階)
青少年班 担当：二子石、植田
TEL 096-333-2294